

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して訪問介護サービス及び古河市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問サービスの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明いたします。

1 運営法人の概要

- ①法人名 株式会社 ほほえみ倶楽部
- ②所在地 小山市乙女3-27-31
- ③電話番号 0285-41-2122
- ④代表者 松岡 美代子
- ⑤設立年月日 平成15年6月6日

2 事業所の概要

- ①事業の種類 訪問介護及び
古河市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- ②事業の目的 株式会社ほほえみ倶楽部が開設する、ヘルパーステーションほほえみ倶楽部 古河は、訪問介護及び古河市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問介護員が要介護状態又は要支援状態・事業対象者にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び古河市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業を提供することを目的とする。
- ③事業所の名称 ヘルパーステーションほほえみ倶楽部 古河
- ④事業所の所在地 古河市小堤中新田 245-1
- ⑤電話番号 0280-23-5658
- ⑥管理者
- ⑦運営の方針
 1. 地域住民が要介護等状態になった場合において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。
 2. 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立った事業を提供する。
 3. 地域福祉の向上のため、市町村、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者・地域包括支援センター、高齢者サポートセンターおよび保健・医療機関と密接に連携する。
- ⑧開設年月日 平成23年3月1日

3 事業実施区域及び営業時間

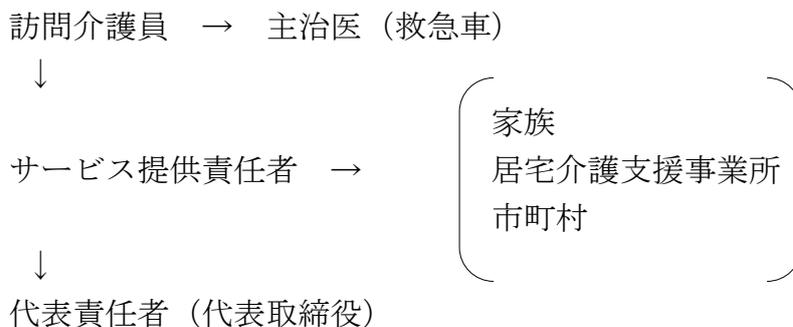
- ①事業の実施地域 古河市とする。
- ②営業日 土・日・祝日を除く平日とする。
但し、事務所は年末年始（12/30～1/3）の期間及び夏季休暇（8/13～8/16）の期間を休業とします。
- ③営業時間 午前8時30分から午後5時迄とする。但し、サービス提供は利用者の要望によるものとする。

4 職員の体制

職 種	資 格	常 勤
管 理 者	介護福祉士	
サービス提供責任者	介護福祉士・実務者研修以上 (旧ヘルパー1級・介護職員基礎研修)	管理者と兼務1名以上
訪 問 介 護 員	介護職員初任者研修以上 (旧ヘルパー2級以上)	1名以上

5 事故の対応

訪問介護員等はサービスの提供時に利用者に病状の急変が生じた時や、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行うとともに、サービス提供責任者に連絡する。連絡体制は下記の通りとする。



6 当事業所が提供するサービスと利用料金

①介護保険の給付及び総合事業の対象となるサービス

訪問介護サービス事業及び古河市介護予防・日常生活支援総合事業第1訪問サービス事業

②介護保険の給付の対象とならないサービス

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費

7 サービスの提供に関する留意事項

①サービス提供を行う職員

訪問介護員 介護職員初任者研修以上（旧ヘルパー2級以上）資格者

②職員の交替

随時

③サービス内容の変更

指定居宅介護支援事業者又は、在宅介護支援センターに連絡する等の必要な措置を講ずる。

④職員の禁止行為

当法人は、従事した業務において知り得た利用者の情報について在職中又は退職後においても、これを他に開示・漏洩・自ら使用しないものとします。

8 苦情の受付について

①当事業所の受付窓口

サービス提供責任者対応によるものとする。

連絡先 0280-23-5658

担当者

②行政機関その他苦情受付機関

1・古河市介護保険課

0280-92-4921

2・茨城県国民健康保険団体連合会

介護保険課介護保険苦情相談

029-301-1565

9 利用料金

※ 別紙の通り

10 第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日

評価機関名称 :

結果開示 : 1あり 2なし

なし